

令和5年度山形県私費外国人留学生奨学金制度実施要領

1 交付要綱第3条(6)について

この制度における就職活動等とは次のことをさす。

- (1) 企業説明会への参加
- (2) 県内企業の採用への応募（エントリー、採用試験、面接等）
- (3) 大学のキャリア支援窓口の利用（県内企業情報の収集・県内企業への就職に向けた相談等）
- (4) キャリア支援講座・セミナーへの参加
- (5) 県内企業へのインターンシップ
- (6) 地域の事業者、県内企業関係者（県内企業に勤務するOBOGを含む）との面談・情報交換
- (7) 県内企業訪問
- (8) 県内企業就職内定者の就職活動体験発表会等への参加
- (9) その他就職活動等としてふさわしいと認められるもの

2 交付要綱第10条について

「就職活動等の状況が低調であると認める場合」とは、各四半期において、就職活動等を正当な理由なく全く行っていない場合等をいう。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。